

## 5. 飲料自動販売機届出制度指定地域略図

### 飲料自動販売機届出制度第1次指定地域 (平成6年4月1日指定)

中央区

北野町1～4丁目、山本通1～3丁目、加納町1～6丁目、中山手通1～3丁目、  
下山手通1～3丁目、北長狭通1～3丁目、三宮町1～3丁目、生田町1丁目、  
布引町1～4丁目、琴ノ緒町5丁目、雲井通7～8丁目、小野柄通7～8丁目、  
御幸通7～8丁目、磯上通7～8丁目、八幡通3～4丁目、磯辺通3～4丁目、  
浜辺通5～6丁目、西町、前町、明石町、播磨町、浪花町、京町、江戸町、  
伊藤町、東町、海岸通

(下図の太線内が該当地域)



## 飲料自動販売機届出制度第2次指定地域 (平成9年6月1日指定)

中央区

元町高架通、元町通1～7丁目、栄町通1～7丁目、海岸通1～6丁目、波止場町、弁天町、相生町1～4丁目、中町通2～3丁目、古湊通1丁目、東川崎町1丁目

(下図の太線内が該当地域)

